

おとぎのやまと

NO.107 刊

第五編 道標、記念碑編 第六回
昭和四十三年五月一日 舉行 「非常品」
岡山県都窪郡吉備町東町三五室坂方呼電四三七
吉備観光協会

○ 十二ヶ郷用水路修理について 「モウニ」
賀陽郡(吉備郡)井尻野村新闢義水路議定書

賀田義馬介知行所(三須)

賀陽郡平野村 大庄屋 太田元四郎 ⑦ 相讓
戸川右近知行所都宇郡妹尾崎村 庄屋 龍治典一郎 ⑦ 長冕
榎原小源太知行所都宇郡津寺村 庄屋 多田幸四郎 ⑦ 不明
右賀田相模守領分賀陽郡井尻野村 庄屋 村木谷右工門 不明
吉備津社領賀陽郡宮内 扱人 普賢院 (普賢院)
楊井文之助御代官所窪屋郡倉敷村扱人 植田武右工門 ⑦ 成清
同村庄屋格扱人 小野丹右工門 ⑦ 跡信
都宇郡上庄村庄屋 内田官蔵 ⑦ 乾清
以上

(参考) 賀田氏譜系

× 賀田広定 定正(高番頭) 定行 定矩 定英 定安 定節(達三郎) 定祥(主税) 権佐
高七千石 長広義馬介 畠 定邦 権佐 定廟 実運 実孝 鎌木郎

○ 広定は豊臣秀吉に仕へて一万一千三百十六石を賜、関ヶ原の合戦に石田三成に従って

敗北したが、後ち浅野幸長によつて罪を謝し赦され、せぐ奉領一万石を備中國に移され寛永十三年に七千石を嫡子定正に、三千石を次子長玄に分封して諸侯の列に脱したが、文久三年に左つて広孝に一万石を封鎖して再び諸侯に加わつた。広定は一代三十七年間、広孝は文久三年十一月二十四日から明治二年六月十二日まで一代七年间で終つた。

○ 大橋の石碑

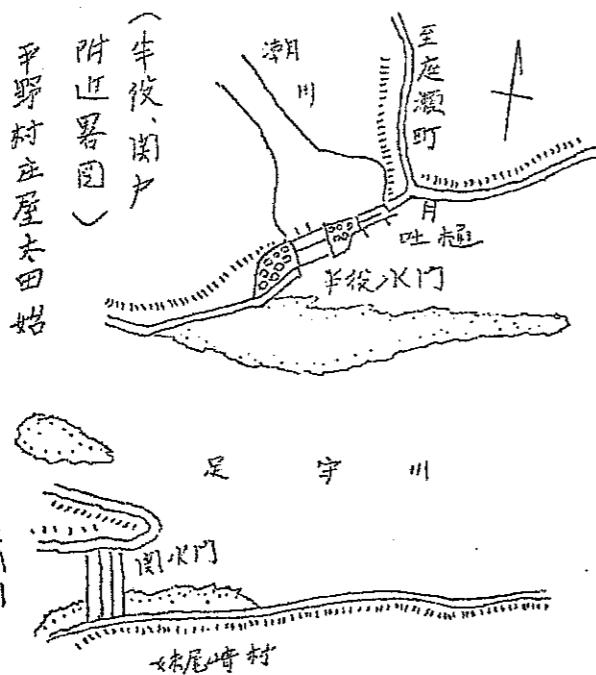
足宇川に架けてある橋川大橋の東詰に二基の石碑がある。

一、高さ30センチ横44センチ角の台石の上に高さ15センチ、一角18センチの五角形の主石を置く。表面に「水神」。台石の正面に

「土佐屋孫吉、鳥羽屋重丘工、岡屋政吉 在
諸方」。背面に「安政三年辰年仲春吉日建
立」。と刻んである。

銘にある土佐屋は姓を小野氏といい、いまの栗原洋服店の處にせんべい製造をして、大算子商であつた父子孫は神戸に住して主を靖夫という。祖母はしま下塙川の天理教分教會に住んでゐる。(第四輯城跡篇塙場城跡の

(半役閑門
附近署圖)
平野村庄屋赤田始
四郎所持の文政年
間の右図によると。



往々呂服酒を営んでいた。当主東一は一期吉備町を勤め、いまは岡山へ移つている。岡屋は大福の二番地に住して、いたが政吉の子信六郎の時代になつて下梅川一・五番地（東町）に移り現在は当主菊一が家具の製作を經營している。

水神といふは農民が四季のうち最も水の豊欠があるようになると、田植時の水無月（メツフ）を毎年六月（シロ）にお祭りする俗信である。

水の神はおともと河童（ヘカツバ）を信仰することから起つた。河童の姿は頭に水ののつたガラと歯で神通力を持つものである。これは水神の姿を人間に似させて祭りをする習慣が全国的に行つた。處々水神を祭りも次第に文化が進むるにつれて廢されてきて河童は神の座から下され、いまでは妖怪の類に扱われるようになつた。水の最も必要な六月を水無月といって、文書からみれば反対の水のない月ということになる。これは（水の月）がみづなつきに訛り、後世水無月の漢字をあてはめたところ。これは馬鹿説の説である。

修堤碑

前記水神の石碑の傍にある。高さ一八六釐の自然石の大碑である。表面を平らに彫り丸に丸の碑文を刻んである。

明治十九年六月十二日足守河修堤功了河堀源於賀陽郡間倉村經賀陽郡守兩郡南注入海綿三十里許其水平時僅及陸霖瀧一到汎澇滿渤海亡處含荒壞田園其惨狀有不可言者蓋堤防卑弱之所致也郡長橋寺貞固斟酌後遺此災者再因歎曰本郡高野社士民物殷阜獨洪水之累為深患不可不為之處也奮然起修堤之議而此年民

憲苦慮百計終謀之三郡長及各村方長請官開設都守士二村賀陽七村窪屋二村聯合令該郡役矣及都守郡衛管理其工事築石堰土培治堅牢之務林莽叢堤皆悉芟除之增修總五里一望禦廊墳改曰觀焉用工三閱月費金壹萬四千円除地方費五千円之外皆係村費更擔也於是乎高之卑弱變為牢固生命財產賴以保安焉郡長奮勵之氣人民贊翼之力相湧得此其功也偉矣郡人憲其事之久委埋滅將樹石錄之來請余銘治水之功得如此豈不欣哉于固不辭銘之銘曰

平時揭勵黑灘裏卽堤之不固 民之抄毫 廓此危險 旧堤新修

芳澤長潤

河水悠久

岡山県知事正五位勲四等
同書記官從六位
同屬判任 六等官

千枝高雅篆
高津暉撰文

多田省一書

裏面

都守郡

窪屋郡

林
章夫

片山亮右工門

平松朋治

倉敷 藤田市太郎刻之

賀陽郡

閑保戸長

内田泰造

古谷龜賀治

澤田龍雄

難波謙太郎

高尾仙作

太田始四郎

中西政愛

龍治竹太郎

註 一 窪屋二村とは妹尾崎、高尾

都守廿二村とは下庄、栗坂、松島、上東、下梅川、中梅川、大内田、生坂

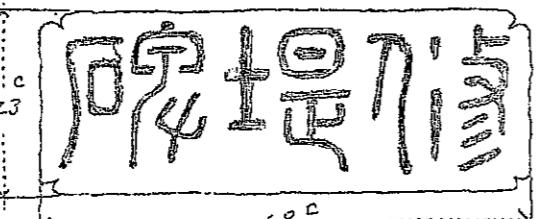
西坂 三田 栗坂 子佐庄 深原 山地 二子 西尾 日畠

賀陽七村とは延友、平野、東花尻、西花尻、庭瀬、川入、眞金

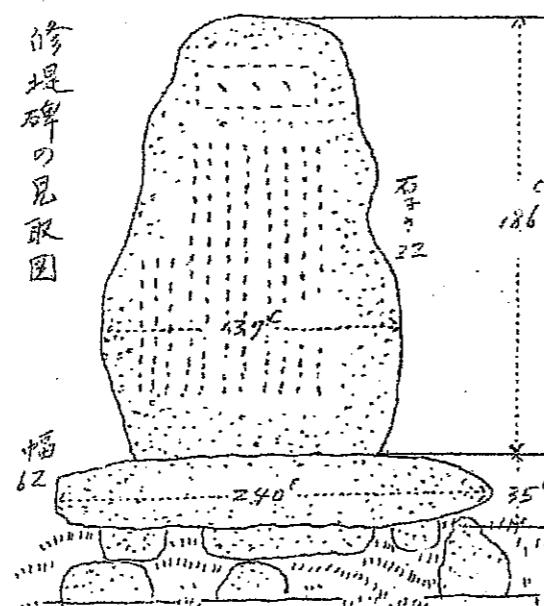
明治十九年六月十二日足守川の堤防改修工事が終了した。足守川は源を賀陽郡南倉村（足守川）から出て流れ、賀陽、郡宇（吉備と郡室郡）両町を経て海へ注ぐ、遠く十里（三九ニセニメ）ばかりに亘り平時は僅かであるが霖雨になれば水は漲り、水音は高く氾濫して家屋を流し、田園は荒れその惨状は言語に絶する。これは堤防の卑弱によるものである。郡長（郡宇）橋本貞固が赴任してその災害に遭り深く慨歎した。本郡は土地肥沃の農産物は豊富であるが、洪水のために甚だしく損害を蒙つて以る所以憂へ何とか改善せねばならぬと思ひ足守川堤防改修の議を起した。住民は毎年水禍に苦しむので賀陽、笠置の郡長と各村の戸長に謀り当局に要請した。郡宇廿二村、賀陽七村、笠置二村が聯合して開かた會議の結果即決した。よって郡宇郡役所（彦徳寺）にあつた一ダ工事を管理した。工事には堤防を築ふ難本を悉く除き、石がきを築き土砂を運搬して土牢に改修を終つた。延長五里（一五六三六メ）に及び、一望にしへ住民の家屋が田親に改まつた。この工事は三ヶ月を要し費用は金壹萬四千円を要した。地方費五千円を除く外は皆閑保諸村の負担である。さきの卑弱な堤防は牢固となり住民の生命財産の保安を賴するに至つた。これは郡長の奮勵によるものである。郡の住民はこの事業の久しく埋滅していくことを慮り記念碑を立てこれを録すに当つて余に銘を請うた。余は治水の功績の盛大なることに感し辭することは出来ず欣んで應じたのである。

銘に「う」とは前書に次の状態を詳しく述べ、更に四字を續つて向句かにゆりべしめくくりをしたものである。墓地の碑文などによく見られるもので、生前の略歴を記して終りに先人の功績を稱賛した詩文である。

平素は衣服をかぶらずに裸を渡る程度であるが、洪水になると即ちに達する。これは堤防の堅固でないからである。住民は常に災害を憂え、この危険を心配して、いたゞここに新しく堤防の修理は終へ、めぐみは長くうるおい足守川の流れは遠く繞くことであろう。



碑面の上部に刻んである千枝高雅の筆による篆字である。



修堤碑の見取圖

明治初年の大水害は
高梁川・足守川・笠瀬川の三川が氾濫し
いまの庄村から言備町一帯にかけて低地
のため水面化し、そ
れに足守川の水が逆
流して数日間は城下
せずその被害は甚大
なものであつたとい
う。

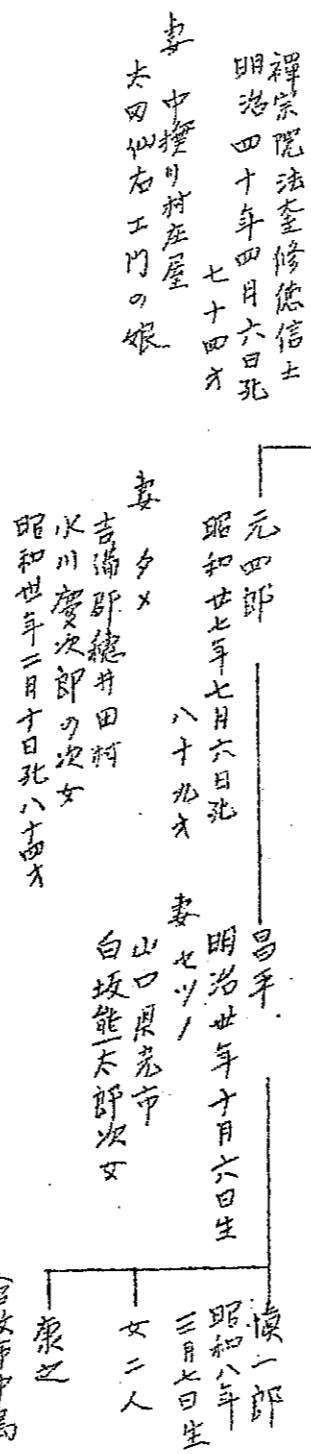
千波高雅は明治十七年十二月廿二日岡山県令となり、同廿七年九月十九日まで九年十
ヶ月知事を勤めた（県令は明治十九年七月十九日に県知事に名代替つた）。

園之記は實に松莊の筆にあるものである。永く岡山県庁に勤務し、明治廿年二月十八日六十二歳で岡山市南町の寓居に没した。この碑は五十一年歳の筆である。松莊ヲ子を壽太郎といふ。その子輝太の時居宅を石原源十即に譲りアメリカに渡り、年老いて帰國し山手村新庄下に住してたが、昭和四十一年一月八十一歳の夭寿を全うして逝去了。妻もなく子もなく多田家は絶嗣したといふ。〔石原氏は庭園の出身にして、四幕時代は屋号を中屋といふ、代々役倉氏の御用を勤めた商人である。現在石原氏は源十郎の嫡子ハ九次の長男昭和六年生れの孫が当主である〕

△○ 当時の戸長畧系

林氏は矢尾（早島町）に住し、代々早島領主戸川氏に仕へた庄屋の家の裔である。明治二十年慶藩后林 康夫は庄屋（里長）を経て下梅川村の戸長を拝命し後は慎七郎と改めた。その子元四郎は先祖から傳ゆる田畠十六町歩の土地を所有してたが、妻の室家水川氏は酒造業を営んでいたが、事業に失敗し多額の負債を生じたので、元四郎はその保証人となり莫大の損害を受け田畠の大部分を売り拂つた。当時一段歩が七十分位であったと云う。元四郎はこの損失から身を持ち下したようで、隣里に出入するようになり、時には苦者を即席に招いて豪遊を極めついに財産を倒盡したといふ。その子昌平は岡山市に移り、いまの関西高等学校の前身中学校に就学をとり、現在清心所一七八二三に住し余生を送つゝある。その子慎一郎は医学の道に入りアメリカに留学中である。元四郎の兄の周平は母方の中梅川庄屋太田氏に男子が在かつたので、太田家の後目相続になつたのである。

林 慎七郎 庫夫 ━━ 周平 太田家を嗣ぐ



片山光右エ門は吉備郡加茂村（高松町）の人で、この碑は光右エ門の四十三才の時である。父を清右エ門といふ、代々この地の大庄屋の家柄である。光右エ門の長男は介家と、長女は和田氏に嫁ぎ、次女が木谷氏の次女正を養嗣して宗家を継がせた。正にも男子がなく娘の志枝に養子したが、享である。当時の屋敷は高松町加茂一〇七二番地にあり昭和十二三年換和田里恵というものに全部譲渡して岡山市一番町へ移住した。現在屋敷跡には乾（へ西北）の土蔵と離れ屋敷の一軒が残つてゐる。広大な屋敷あとはいかにも大庄屋の貴様を思はせるものがある。

片山六郎右エ門 ━━ 清右エ門 ━━ 光右エ門 ━━ 正 享
文化十二年生 五十五岁 弘化元年生 六十岁 明治五年生 七十三岁
慶應元年七月六日死 昭和廿六年五月廿日死 昭和十九年一月廿日死

片山家累代の墓所は加茂の日蓮宗都宇山宗蓮寺にある。

片山六郎右エ門正居士

唯性院妙達日持大師 山田村（福田村）岡 仙三郎娘 文化九年九月十一日

蘆雲院妙圓日遊大師 梅川難波童右エ門娘 嘉永五年正月十七日六十一年卒

二二一

二、智光院本良日好居士

慈光院妙本日善大師

光山清右工門譯正敬天保辛卯年甫十七命為里正事之事務頗能理以故嘉永癸丑進
為大保正後管轄交鈔之事隸調有補益更進為無格賜亦數回也其為人聰敏明斷能處
事而成功其方可知也

慶應紀元乙丑秋七月六日以疾卒享年五十有一卒之日人皆愛惜之

三、靈峰院松圓自栖居士

鶴林院妙極日遊大姉 御津郡芳田村大學當新田伏見常三郎次女俗名定山 里
居諱正徳光山氏稱光右工門襲父為里正維新後為郡吏又為郡會議員為人嚴正周密所住
稱聯屢蒙賞賜又好風流最善花愛歲之養教百種君精吏事而及風流宣傳也明治廿六年五月
廿三日沒享年六十父正故母内田氏配休見氏有一男二女男有故別户養和田某配長
女分產養木否正配次女嗣家

四、靈峰院顯徳日正居士 昭和十九年一月廿三日卒享年七十二岁 (光山 正)

鶴林院妙靜日玉大姉 昭和十五年八月二日卒 妻 貞 享年六十二岁

平松一之助 明治 靈山院松翠一之居士 明治 元治元年五月七日死 大庭院義篤道居士
属し、代官大竹佐馬太郎に仕へた家筋である。備中村鑑は、「下庄村九百四十六石五斗
七升平松一之助」。と載つてゐる。慶藩后村制改革で下庄、栗坂、松島、上永地邑の
大長になつた人である。現在孫にあたる雪郎は京都大学を卒えて日立製作所に永く技
師として勤務し退職後は京都に居を構へてゐるところ。

四屋敷多とは他人の手に移り、家屋も朽壞したうえ全部取綴させてしまつた。

九

内田恭造の父は山地(庄村)の庄村内田光三郎といふ。
明治元年五月七日死 昭和十四年四月廿九日死
大庭院清心慶道居士 (当主)
六十才

明治以後の村制改革によつて山地、ニ子、西尾、日畠、矢部の五ヶ町の領長に就任し
村政に盡した。この碑は恭造父三十五歳の時である。恭造の嫡子を彌太郎といふ彌太
郎は岡山県議員に選ばれ、つゝで県会議長に就任した人である。彌太郎の子を善助
といふ。現当主で時々庄村の村長を承く勤め、そのままは隠退して山地五三三番地に住し
養鶏に従事してゐる。もとの邸宅はいまの住宅より西隣にあり広大な屋敷であつたが
不幸火災にあつて全焼し僅かに表門、長屋を残してゐるのみ。現住宅は昔の隠居所で
ある。

内田光三郎 — 恭造

惟徳隱功崇日宣居士

大正九年九月十九日生 六十才

明治世二年五月廿日死 昭和八年九月廿六日死

大庭院清心慶道居士 (当主)
六十才

善助 (当主)

明治廿五年
三月一日生

吉備局電二二八番

高山自転車商会

車

轉

ト

ペイ

修

自

オ

販

理 庭瀬駅前通り

6

(5山川)二つ工項去完